

都政改革アドバイザリー会議設置要綱

30 総行革行第 97 号

平成 30 年 6 月 11 日

改正 31 総行革行第 76 号

令和元年 5 月 22 日

改正 31 総行革行第 435 号

令和 2 年 4 月 1 日

(名称)

第 1 条 本会議は、都政改革アドバイザリー会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 会議は、「新たな都政改革」推進の観点から必要な事項について、知事が外部有識者からの幅広い意見や助言を求める目的に設置する。

(組織)

第 3 条 会議は、知事が別途委嘱する委員をもって組織する。

2 座長は、委員の互選により定め、会務を総理する。

3 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 会議は、座長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 会議に出席した委員及び前項の規定により座長の求めに応じて会議に出席した委員以外の者に対しては、都の基準に定める謝礼金を支払うことができる。

4 会議は公開で行う。ただし、座長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

5 会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(分科会)

第 5 条 第 2 条の規定に関して、より専門的な事項について検討するため必要があるときは、会議の付託を受けて、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員の中から座長が指名する者及び知事が別途委嘱する者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 3 分科会に、構成員が行う検討を補佐する者として、知事が別途委嘱する専門調査員（以下「専門調査員」という。）を置くことができる。
- 4 分科会に会長を置く。会長は、構成員の互選により定め、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 6 会長は、分科会を招集する。また、分科会の経過及び結果を会議に報告する。
- 7 会長は、必要に応じて構成員及び専門調査員以外の者の出席を求めて、意見を聴くことができる。
- 8 構成員及び専門調査員は、必要に応じて、分科会において検討する事項について調査を行うことができる。
- 9 構成員及び専門調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 構成員、専門調査員及び第7項の規定により会長の求めに応じて分科会に出席した者が分科会への出席等、分科会に係る用務を行った場合、都の基準に定める謝礼金を支払うことができる。
- 11 分科会は公開で行う。ただし、会長又は構成員の発議により出席構成員の過半数で議決したときは、非公開とすることができます。
- 12 分科会の資料及び議事録については、原則として公開とし、会長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができます。

(事務局)

第6条 会議及び分科会の事務局は、総務局行政改革推進部行政改革課とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附 則 (30 総行革行第 97 号)

この要綱は、平成 30 年 6 月 11 日から施行する。

附 則 (31 総行革行第 76 号)

この要綱は、令和元年 5 月 22 日から施行する。

附 則 (31 総行革行第 435 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。